

公 示

「神戸空港の施設変更に関する公聴会」開催の取消しについて

令和5年1月6日付国土交通省告示第3号及び令和5年2月3日付国土交通省告示第81号に係る同日付公示「神戸空港の施設変更に関する公聴会」については、公述しようとする利害関係人からの公述の申出がなかったため、航空法施行規則第81条の6の規定に基づき、同公聴会の開催の取消しを公示する。

令和5年2月10日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫